

備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。

- ④ 貯蔵箱等は、耐火性の構造とすること。ただし、診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。
- ⑤ 人が常時出入する出入口は、1箇所とすること。
- ⑥ 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ⑦ 貯蔵施設である旨を示す標識を付すること。
- ⑧ 貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。

イ 貯蔵時において1mの距離における実効線量率が100 $\mu\text{Sv/h}$ 以下になるようにしやへいすることができるもの

ロ 容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。

ハ 液体状の診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

ニ 貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射機器の放射性同位元素及び貯蔵する診療用放射性同位元素の種類及びBq単位をもって表わした数量を表示すること。

ホ 貯蔵容器には、受皿、吸収材その他放射性同位元素による

は、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。

④ 貯蔵箱等は、耐火性の構造とすること。ただし、診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。

⑤ 人が常時出入する出入口は、1箇所とすること。

⑥ 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。

⑦ 貯蔵施設である旨を示す標識を付すること。

⑧ 貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、ふた等を開放した場合において1mの距離における実効線量率が100 $\mu\text{Sv/h}$ 以下になるようにしやへいされている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。

イ 貯蔵時において1mの距離における実効線量率が100 $\mu\text{Sv/h}$ 以下になるようにしやへいすることができるもの

ロ 容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。

ハ 液体状の診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

ニ 貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素及び貯蔵する診療用放射性同位元素の種類及びB

汚染の広がりを防止するための設備又は器具を設けること。

(運搬容器)

第3.1条の10 診療用放射線照射装置又は診療用放射性同位元素を運搬する容器 (以下「運搬容器」という。)の構造の基準については、前条第8号イから二までの規定を準用する。

(廃棄施設)

第3.1条の11 診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設 (以下「廃棄施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

① 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。

② 廃棄施設において、人が被ばくするおそれのある実効線量が1週間につき1mSv以下になるように必要なしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

③ 液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を排水し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排水設備(排水管、排液処理槽その他液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設けること。

イ 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を第3.1条の2.8第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排水監視

α単位をもって表わした数量を表示すること。

⑨ 受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがりを防止するための設備又は器具を設けること。

(運搬容器)

第3.0条の10 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素を運搬する容器 (以下「運搬容器」という。)の構造の基準については、前条第8号イから二までの規定を準用する。

(廃棄施設)

第3.0条の11 診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設 (以下「廃棄施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

① 廃棄施設の外側における実効線量が1週間につき1mSv以下になるようにしやへいすることができるとすること。ただし、廃棄施設の外側が、人が通行し、又は存在することのない場所である場合は、この限りでない。

② 液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を排水し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排水設備(排水管、排液処理槽その他液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設けること。

イ 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を第3.0条

設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界（病院又は診療所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下同じ。）における排水中の放射性同位元素の濃度を第31条の28第1項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。

ロ 排液の漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ 排液処理槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、排液の流出を調節する装置を設けること。

ニ 排液処理槽の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備（以下、「さく等」という。）を設けると

ホ 排水管及び排液処理槽には、排水設備である旨を示す標識を付すること。

④ 気体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を排気し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された空気を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、別表第2に定める種類につきそれぞれ同表に定める数量以下の診療用放射性同位元素を使用する場合であって、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。

の26第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界（病院又は診療所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下同じ。）における排水中の放射性同位元素の濃度を第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。

ロ 排液の漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ 排液処理槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、排液の流出を調節する装置を設けること。

ニ 排液処理槽の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備（以下、「さく等」という。）を設けること。

ホ 排水管及び排液処理槽には、排水設備である旨を示す標識を付すること。

③ 気体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を排気し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された空気を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、別表第2に定める種類につきそれぞれ同表に定める数量以下の診療用放射性同位元素を使用する場合であって、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。

イ 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を第3.1条の2.8第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を第3.1条の2.8第1項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。

ロ 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を第3.1条の2.8第2項に定める濃度限度以下とする能力を有するものとする。

ハ 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いること。

ニ 故障が生じた場合において放射性同位元素によって汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。

ホ 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付すること。

⑤ (略)

⑥ 診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を保管廃棄する場合には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ 外部と区画された構造とすること。

ロ 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ 保管廃棄設備には、第3.1条の9第8号ロ及びハに定めるところにより、耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。

ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。

イ 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を第3.0条の2.6第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を第3.0条の2.6第1項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。

ロ 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を第3.0条の2.6第2項に定める濃度限度以下とする能力を有するものとする。

ハ 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いること。

ニ 故障が生じた場合において放射性同位元素によって汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。

ホ 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付すること。

④ (略)

⑤ 診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を保管廃棄する場合には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ 外部と区画された構造とすること。

ロ 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ 保管廃棄設備には、第3.0条の9第8号ロ及びハに定めるところにより、耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。

ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。

2 (略)
3 (略)

(放射線治療病室)

第31条の12 診療用放射線照射機器又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。ただし、別表第2に定める種類につき、それぞれ同表に定める数量以下の診療用放射性同位元素のみを使用する場合は、この限りでない。
- ② 放射線治療病室において、人が被ばくするおそれのある実効線量が1週間につき1mSv以下になるよう必要なしやへい壁その他のしやへい物を設けること。
- ③ 放射線治療病室の出入口には、治療中である旨を示す標示を付すること。
- ④ 放射線治療病室である旨を示す標識を付すること。
- ⑤ 第31条の8第6号から第8号までに定めるところに適合すること。ただし、第31条の8第8号の規定は、診療用放射線照射機器により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。
- ⑥ 前号に規定する洗浄設備が設けられているときは、第31条の11第1項第2号の規定により設ける排水設備に連結すること。
- ⑦ 当該病室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によ

2 (略)
3 (略)

(放射線治療病室)

第30条の12 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 画壁等の外側の実効線量が1週間につき1mSv以下になるよう画壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは滞在することのない場所であるか又は放射線治療病室である画壁等については、この限りでない。
- ② 放射線治療病室である旨を示す標識を付すること。
- ③ 第30条の8第6号から第8号までに定めるところに適合すること。ただし、第30条の8第8号の規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。

って汚染された物のひろがりを防止するための装置が設けられているときは、その装置は、第31条の11第1項第3号の規定により設ける排気設備に連結すること。

第5節 管理者の義務

(注意事項の揭示)

第31条の13 病院又は診療所の管理者は、エックス線診療室、診療用重粒子線治療装置使用室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用施設、廃棄施設及び放射線治療病室（以下「放射線取扱施設」という。）の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を揭示しなければならない。

(使用の場所等の制限)

第31条の14 病院又は診療所の管理者は、エックス線装置等の使用およびその業務を行う場所は、当該エックス線装置等の届出書に記載した使用場所以外で使用してはならない。ただし、次項に規定する事項を遵守する場合はこの限りではない。

2 第1項のただし書きに規定された事項は次のとおりである。

- (1) 同じ場所で使用するそれぞれのエックス線装置等に係わる規定を遵守すること。
- (2) 第31条の29に規定する医療放射線防護・管理規定を作成し、届出すること。
- (3) 第31条の30に規定する医療放射線防護責任者を選任

第4節 管理者の義務

(注意事項の揭示)

第30条の13 病院又は診療所の管理者は、エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室（以下「放射線取扱施設」という。）の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を揭示しなければならない。

(使用の場所等の制限)

第30条の14 病院又は診療所の管理者は、次の表の左欄に掲げる業務をそれぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の右欄に該当する場合に該当する場合はこの限りではない。

<p>(4) <u>し、届出すること。</u> <u>医療放射線防護・管理規定に第5号から第6号までに定めることを作成し、届出すること。</u> (5) <u>複数のエックス線装置等の使用において管理区域等の線量基準を遵守するための措置と概要</u> (6) <u>同じ場所で診療を受ける患者の不必要な被ばくを防止する適切な措置と概要。</u></p>	<p>エックス線装置の使用</p>	<p>エックス線装置の使用</p>	<p>エックス線診療室</p>	<p>エックス線装置の使用</p>	<p>エックス線診療室</p>	<p>エックス線装置の使用</p>	<p>エックス線診療室</p>
		<p>特別の理由により移動して使用する場合は、特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射装置器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、適切な防護措置を講じた場合に限る。</p>	<p>特別の理由により移動して使用する場合は、特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射装置器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、適切な防護措置を講じた場合に限る。</p>	<p>特別の理由により移動して使用する場合は、特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射装置器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、適切な防護措置を講じた場合に限る。</p>	<p>特別の理由により移動して使用する場合は、特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射装置器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、適切な防護措置を講じた場合に限る。</p>	<p>特別の理由により移動して使用する場合は、特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射装置器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、適切な防護措置を講じた場合に限る。</p>	<p>特別の理由により移動して使用する場合は、特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射装置器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、適切な防護措置を講じた場合に限る。</p>

<p>診療用放射線照射 機器の使用</p>	<p>診療用放射線照射 機器使用室</p>	<p>特別の理由によりエックス線診療室若しくは診療用放射性同位元素使用施設で使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）、手術室において一時的に使用する場合又は移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室において使用する場合若しくは適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室において一時的に使用する場合</p>	<p>診療用放射線照射 器具の使用</p>	<p>診療用放射線照射 器具使用室</p>	<p>特別の理由によりエックス線診療室若しくは診療用放射性同位元素使用室で使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）、手術室において一時的に使用する場合又は移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室において使用する場合若しくは適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室において一時的に使用する場合</p>
<p>放射性同位元素装 備診療機器の使用</p>	<p>診療用放射性同位 元素使用施設</p>		<p>放射性同位元素装 備診療機器の使用</p>	<p>放射性同位元素装 備診療機器使用室</p>	
<p>診療用放射性同位 元素の使用</p>	<p>診療用放射性同位 元素使用施設</p>		<p>診療用放射性同位 元素の使用</p>	<p>診療用放射性同位 元素使用室</p>	<p>(略)</p>

<p>診療用放射線照射装置又は診療用放射性同位元素の貯蔵</p>	<p>貯蔵施設</p>	<p>診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の貯蔵</p>	<p>診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の貯蔵</p>
<p>診療用放射線照射装置又は診療用放射性同位元素の運搬</p>	<p>運搬容器</p>	<p>診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の運搬</p>	<p>診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の運搬</p>
<p>診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄</p>	<p>廃棄施設</p>	<p>診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄</p>	<p>診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄</p>
<p>(患者の入院制限等)</p> <p>第31条の15 病院又は診療所の管理者は、<u>診療用放射線照射機器</u>を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させてはならない。ただし、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 病院又は診療所の管理者は、放射線治療病室に、前項に規定す</p>		<p>(患者の入院制限)</p> <p>第30条の15 病院又は診療所の管理者は、<u>診療用放射線照射装置</u>又は<u>診療用放射線照射器具</u>を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させてはならない。ただし、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 病院又は診療所の管理者は、放射線治療病室に、前項に規定す</p>	

る患者以外の患者を入院させてはならない。

3 病院又は診療所の管理者は、第1項に規定する患者が診療用放射線照射機器を持統的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者であることをわかつかるような措置を講ずること。ただし、第1項のただし書きに該当する場合を除く。

(管理区域)

第31条の16 (略)

(敷地の境界等における防護)

第31条の17 (略)

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第31条の18 病院又は診療所の管理者は、第1号から第3号までに掲げる措置のいずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置を講ずるとともに、放射線診療従事者等が被ばくする線量が第31条の29に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならない。

- ① しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることにより放射線のしゃへいを行なうこと。
- ② 遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法により、工ックス線装置等と人体との間に適当な距離を設けること。

る患者以外の患者を入院させてはならない。

(管理区域)

第30条の16 (略)

(敷地の境界等における防護)

第30条の17 (略)

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第30条の18 病院又は診療所の管理者は、第1号から第3号までに掲げる措置のいずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置を講ずるとともに、放射線診療従事者等(工ックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器又は診療用放射性同位元素(以下この項において「工ックス線装置等」という。))の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るものをいう。以下同じ。)が被ばくする線量が第30条の27に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならない。

- ① しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることにより放射線のしゃへいを行なうこと。
- ② 遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法により、工

③ 人体が放射線に被ばくする時間を短かくすること。

④ 診療用放射性同位元素使用施設、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室において放射線診療従事者等が呼吸する空気に含まれる放射性同位元素の濃度が第3.1条の2.8第2項に定める濃度限度を超えないようにすること。

⑤ 診療用放射性同位元素使用施設、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第3.1条の2.8第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。

⑥ 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。

2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならぬ。

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一次的に立ち入る者であって放射線診療従事者等でない者にあっては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が100μSvを超えるおそれのないときはこの限りではない。

⑤ 内部被ばくによる線量は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元

線装置等と人体との間に適当な距離を設けること。

③ 人体が放射線に被ばくする時間を短かくすること。

④ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室において放射線診療従事者等が呼吸する空気に含まれる放射性同位元素の濃度が第3.0条の2.6第2項に定める濃度限度を超えないようにすること。

⑤ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第3.0条の2.6第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。

⑥ 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。

2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならぬ。

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

⑤ 内部被ばくによる線量は、放射性同位元素を誤って吸入摂取

素使用施設その他の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には、3月を超えない期間ごとに1回（妊娠中である女子にあっては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

（患者等の被ばく防止）

第31条の19（略）

2 病院又は診療所の管理者は、患者の家族、慰安者、介護者及び研究志願者に対する線量拘束値を厚生労働省令の定めるところにより遵守しなければならない。

3 病院又は診療所の管理者は、患者、患者の家族、慰安者、介護者及び研究志願者の医療被ばくにおける行為の正当化と防護の最適化に努めなければならない。

（取扱者の遵守事項）

第31条の20 病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射機器、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

① 診療用放射性同位元素使用施設又は廃棄施設においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。

② 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第31条の28第6項に定める表面密度限度

し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用室その他の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には、3月を超えない期間ごとに1回（妊娠中である女子にあっては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

（患者の被ばく防止）

第30条の19（略）

（取扱者の遵守事項）

第30条の20 病院又は診療所の管理者は、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

① 診療用放射性同位元素使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。

② 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性

を超えているものは、みだりに診療用放射性同位元素使用施設、廃棄施設又は放射線治療病室から持ち出さないこと。

③ 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第31条の28第6項に定める表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

④ 診療用放射性同位元素使用施設又は廃棄施設から退出するとき、手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣等の汚染の状況について放射線測定器を用いて測定すること。

⑤ 診療用放射線照射機器を移動させて使用する場合には、使用後直ちに、その診療用放射線照射機器について紛失、漏えい等の異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明した場合には、放射線障害を防止するための必要な措置を講じること。

2 (削除)

① (削除) 第31条の4 (エックス線診療室) に記載

② (削除) 第31条の15 (患者の入院制限) に記載

(エックス線装置等の測定)

第31条の21 病院又は診療所の管理者は、治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射機器を用いて治療を受ける患者の放射線量の精度を高めるとともに放射線障害を低減するための適切な方策を講じるとともにその記録を5年間保

同位元素の密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えているものは、みだりに診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室から持ち出さないこと。

③ 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

2 病院又は診療所の管理者は、放射線診療を行なう医師又は歯科医師に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

① エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。

② 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者には適当な標示を付すること。

(エックス線装置等の測定)

第30条の21 病院又は診療所の管理者は、治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置について、その放射線量を6月を超えない期間ごとに1回以上

線量計で測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない

存しなければならぬ。

(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)

第31条の2.3 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後に1月を超えない期間ごとに1回(第1号に掲げる測定にあっては6月を超えない期間ごとに1回、第2号に掲げる測定にあっては排水し、又は排気する都度(連続して排水し、又は排気する場合は、連続して))放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならぬ。

① エックス線装置、診療用重粒子線治療装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射機器又は放射性同位元素装置、診療機器を固定して取り扱う場合であって、取扱いの方法及びしゃへい壁その他しゃへい物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用重粒子線治療装置、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射機器使用室、放射性同位元素装置診療機器使用室、管理区域の境界、病院又は診療所の敷地の境界における放射線の量の測定

② 排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定

③ 測定結果については、測定の都度次に掲げる事項について記録し、5年間保存すること。

- 1 測定日時
- 口 測定箇所

ならぬ。

(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)

第30条の2.2 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後に1月を超えない期間ごとに1回(第1号に掲げる測定にあっては6月を超えない期間ごとに1回、第2号に掲げる測定にあっては排水し、又は排気する都度(連続して排水し、又は排気する場合は、連続して))放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならぬ。

① エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装置、診療機器を固定して取り扱う場合であって、取扱いの方法及びしゃへい壁その他しゃへい物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、放射性同位元素装置診療機器使用室、管理区域の境界、病院又は診療所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における放射線の量の測定

② 排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定

△ 測定した者の氏名
 三 放射線測定器の種類及び型式
 本 測定方法
 △ 測定結果

2 前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。

① 放射線の量の測定は、1 c m線量当量率又は1 c m線量当量率について行うこと。ただし、7 0 μ m線量当量率が1 c m線量当量率の1 0 倍を超えるおそれのある場所においては、7 0 μ m線量当量率について行うこと。

② 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

③ 前2号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

2 前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。

① 放射線の量の測定は、1 c m線量当量率又は1 c m線量当量率について行うこと。ただし、7 0 μ m線量当量率が1 c m線量当量率の1 0 倍を超えるおそれのある場所においては、7 0 μ m線量当量率について行うこと。

② 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

③ 前2号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項目	場所	項目	場所

放射線の量	<p>イ エックス線診療室、診療用重粒子線治療装置使用室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、<u>診療用放射線照射機器使用室</u>、放射性同位元素装置診療機器使用室及び診療用放射性同位元素使用施設</p> <p>ロ 貯蔵施設</p> <p>ハ 廃棄施設</p> <p>ニ 放射線治療病室</p> <p>ホ 管理区域の境界</p> <p>ヘ 病院又は診療所内の人が居住する区域</p> <p>ト 病院又は診療所の敷地の境界</p>	放射線の量	<p>イ エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装置診療機器使用室及び診療用放射性同位元素使用室</p> <p>ロ 貯蔵施設</p> <p>ハ 廃棄施設</p> <p>ニ 放射線治療病室</p> <p>ホ 管理区域の境界</p> <p>ヘ 病院又は診療所内の人が居住する区域</p> <p>ト 病院又は診療所の敷地の境界</p>
放射線同位元素による汚染の状況	<p>イ 診療用放射性同位元素使用施設</p> <p>ロ 診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる放射線治療病室</p> <p>ハ 排水設備の排水口</p> <p>ニ 排気設備の排気口</p> <p>ホ 排水監視設備のある場所</p> <p>ヘ 排気監視設備のある場所</p> <p>ト 管理区域の境界</p>	放射線同位元素による汚染の状況	<p>イ 診療用放射性同位元素使用室</p> <p>ロ 診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる放射線治療病室</p> <p>ハ 排水設備の排水口</p> <p>ニ 排気設備の排気口</p> <p>ホ 排水監視設備のある場所</p> <p>ヘ 排気監視設備のある場所</p> <p>ト 管理区域の境界</p>

(記帳)

第31条の23 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、ックス線装置、診療用重粒子線治療装置、診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用放射線照射機器の使用に関し、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならぬ。ただし、ックス線診療室の管理区域の境界における線量が第31条の16第1項の規定を遵守していることが定期的に確認されている場合にはこの限りではない。

- ① 使用の年月日、方法及び場所
- ② 使用に係るエックス線装置、診療用重粒子線治療装置、診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用放射線照射装置の種類
- ③ 1週間、3月間、年間の使用時間等
- ④ 使用した者の氏名
- ⑤ 記録した者の氏名
- ⑥ 医療放射線防護責任者の氏名、捺印

第31条の24 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、第31条の32に規定する放射線診療従事者等に実施した教育及び訓練に関し、次に掲げる事項を記載し、これを5年間保存しなければ

(記帳)

第30条の23 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、次の表の左欄に掲げる室ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる装置又は器具の1週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならぬ。ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ同表の下欄に掲げる線量率以下になるようにしやへいされている室については、この限りでない。

治療用エックス線装置を使用しないエックス線診療室	治療用エックス線装置以外のエックス線装置	40 μ Sv/h
治療用エックス線装置を使用するエックス線診療室	治療用エックス線装置	20 μ Sv/h
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室	診療用高エネルギー放射線発生装置	20 μ Sv/h

ばならない。

- ① 実施した年月日、
- ② 項目及びその概要
- ③ 時間
- ④ 受けた放射線診療従事者等の氏名

2 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置及び診療用放射性同位元素の入手、保管及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

- ① 入手、使用、保管又は廃棄の年月日
- ② 入手、使用、保管又は廃棄に係る診療用放射線照射機器の形状及び個数並びに放射性同位元素の種類及びBq単位をもつて表わした数量
- ③ 入手、使用、保管又は廃棄に係る診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及びBq単位をもつて表わした数量
- ④ 使用した者の氏名並びに使用の方法及び場所
- ⑤ 保管に従事した者の氏名並びに保管の方法及び場所
- ⑥ 廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所

診療用放射線照射装置使用室	診療用放射線照射装置	20 μ S v / h
診療用放射線照射器具使用室	診療用放射線照射器具	60 μ S v / h

2 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具及び診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

- ① 入手、使用又は廃棄の年月日
- ② 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の型式及び個数
- ③ 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素の種類及びBq単位をもつて表わした数量
- ④ 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及びBq単位をもつて表わした数量
- ⑤ 使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所

<p>(廃止後の措置)</p> <p><u>第31条の25</u> (略)</p> <p>(事故等の場合の措置)</p> <p><u>第31条の26</u> 病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ただちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他の関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 病院又は診療所の管理者は、<u>放射線障害を受けた者又は受け</u> <u>たおそれのある者に対し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。</u></p> <p>① <u>放射線診療従事者等が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入の禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。</u></p> <p>② <u>放射線診療従事者等以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じること。</u></p>	<p>(廃止後の措置)</p> <p><u>第30条の24</u> (略)</p> <p>(事故の場合の措置)</p> <p><u>第30条の25</u> 病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ただちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他の関係機関に通報するとともに放射線障害の防止につとめなければならない。</p>
---	---